

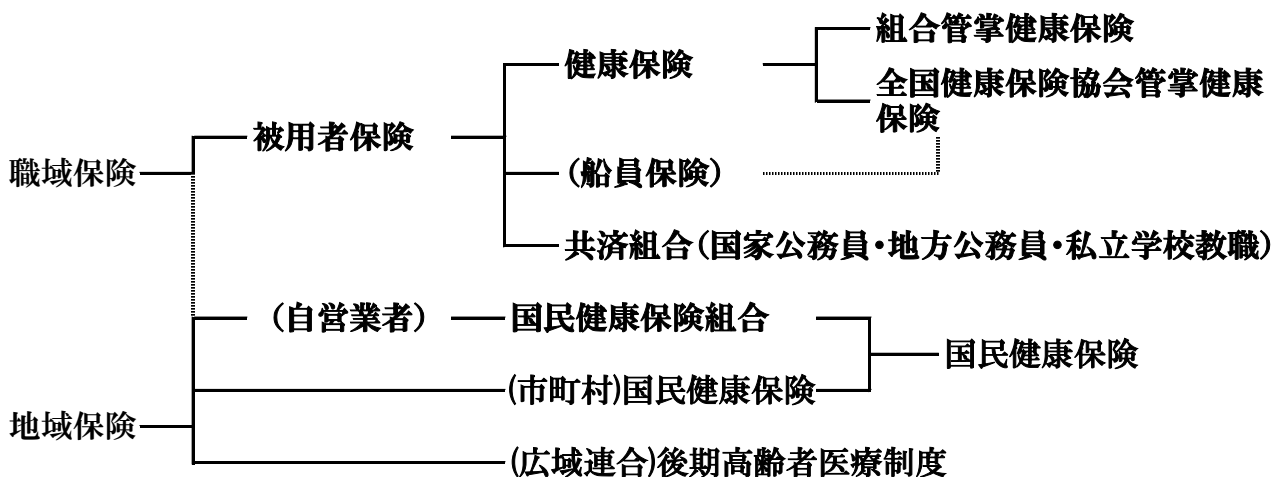
# 社会福祉学 医療保険講座

## 第2回健康保険給付の種類

2015年1月24日(土)鶴瀬公民館 10:00am~

講師:石原園美(社会保険労務士)

### 医療保険制度の体系



第1回は上記の通り、「医療保険制度の体系」について学習しました。  
第2回目从今年から、個別具体的な学習に入りました。

#### 1. 健康保険の被扶養者

(1) 被保険者と同居・別居いずれでもよい人

- ・配偶者(内縁関係でもよい)
- ・子、孫および弟妹
- ・父母、祖父母などの直系尊属

(2) 被扶養者と同居していることが条件の人

- ・兄弟、伯叔父母、甥姪などとその配偶者、孫、弟妹の配偶者、  
配偶者の父母や子など、左記以外の4親等内の親族
- ・内縁関係の配偶者の父母および子
- ・内縁関係の配偶者死亡後の父母および子

2. 主として被保険者の収入で生計を維持している状態とは(被扶養者認定条件)

(1) 同居している場合

- A. 対象者の年収が130万円未満で、被保険者の年収の半分未満：○
- B. 対象者の年収が130万円未満で、被扶養者の年収が半分以上：×
- C. 対象者の年収が、130万円以上：×

(2) 別居している場合

- A. 対象者の年収が130万円未満で、被保険者の仕送り額未満：○
- A. 対象者の年収が131万円未満で、被保険者の仕送り額以上：×
- C. 対象者の年収が、130万円以上：×

3. 病気やけがをしたとき(業務上・通勤労災を除く)

(1) 療養の給付

- ・義務教育就学前：8割(自己負担2割)
- ・義務教育就学後70歳未満：7割(自己負担3割)
- ・70歳以上で現役並み所得者：7割(自己負担3割)
- ・70歳以上でその他の所得者：8割(自己負担2割)

(2) 移送費(労災にも同じ項目があるので要注意)

- ・入院先の病院を、医師の意見書により移送された場合、保険者が  
認められた範囲の実費が払い戻されます

(3) 病気・けがで、仕事に就けないとき

・傷病手当金

～被保険者本人が、療養のため仕事を4日以上休んで給料を受けられない時、4日目から標準報酬日額の3分の2が、1年6カ月の範囲で受け

られる

(4) 出産したとき

- ・出産育児一時金：一児ごとに、420,000円が支給される
- ・出産手当金：被保険者本人が、出産で仕事を休み給料を受けられない時  
出産日以前42日から出産日後56日までの期間、1日につき  
標準報酬日額の3分の2が受けられる

(5) 死亡したとき

- ・埋葬料：被保険者本人または被扶養者が死亡したとき、50,000円が支給  
される

(6) 退職したあと

- ・傷病手当金、出産手当金：退職時に受けているときは、期間満了まで
- ・出産育児一時金：退職後6カ月以内に出産したとき
- ・埋葬料（被保険者期間が継続して1年以上なくてもよい）  
退職後3ヶ月以内、傷病手当金、出産手当金をうけている間、または  
受けなくなって3ヶ月以内に死亡したとき

(7) 自動車事故にあったとき

(1) 第三者の行為によって病気、けがしたとき

- ・被害者は加害者に損害賠償を請求できる  
～被害者がその病気、けがについて健康保険の給付を受けた  
場合は、損害賠償権が保険者に移る  
～保険者は、保険給付に要した費用を加害者または自動車保険  
会社に請求して取り戻す
- ・通勤途上の事故が原因となった病気、けが、死亡については、  
健康保険の給付は行われず（労災給付となる）

【特別講義】

1. 未支給年金の請求

- ・年金は死亡月まで支給される：年金は後払いなので、誰しも必ず発生する

～遺族が請求を忘れないように、「エンディングノート」に書いておくとい

## 2. 所得税確定申告時の留意事項

- ・公的年金等の収入が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告は不要(但し、還付請求をする人は必要)

～確定申告した人は、地方自治体にその情報が回付される。

確定申告していない人の情報は、市町村長が独自で行うことになるので、住民税については確定申告する必要がある

## 3. 外出する時の留意事項

- ・外出する時は、「健康保険証」と「お薬手帳」を、必ず持参するとよい
- ～救急の場合、医療機関が保険治療および治療法が判るので、適切な対応ができる

**上手な医療の受け方**

**要点チェック!**

- 医療費の増加を抑えるために、医療機関での適正受診を心がけましょう。
- 適正な受診は家計のムダな医療費を減らします。

**適正受診のポイント**

- 「休日や夜間の受診」を見直しましょう  
休日や夜間の受診は割増料金がかかります。また、軽症の受診が緊急性の高い重症の人の治療に支障をきたす恐れも。平日の時間内に受診できないか、もう一度考えましょう。
- 「かかりつけ医」を持ちましょう  
家族ぐるみで信頼できる「かかりつけ医」がいると安心です。安易な大病院志向はつづし、気になることがあったら、まず、かかりつけ医に相談する習慣をつけましょう。
- 「重複受診」はやめましょう  
同じ病気で複数の医療機関で受診する「重複受診」は、医療費のムダになるだけでなく、治療に支障をきたすこともあります。自己判断せず、まず担当医に相談しましょう。
- 「薬のもらいすぎ」は禁物です  
薬は用量・用法を守って服用しなければ、効果が得られないばかりか、症状が悪化することもあります。むやみに薬を欲しがらず、医師の診断と処方を経信しましょう。

**ジェネリック医薬品の利用を**

**要点チェック!**

- ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分のある安価な処方薬です。
- お医者さんに相談して積極的に利用しましょう。

**ジェネリック医薬品とは**

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許期間のすぎた新薬（先発医薬品）と同じ有効成分を持った安価な処方薬（医療用医薬品）です。安価な理由は、膨大にかかる新薬の開発費を低く抑えられるためです。

**変更するときのポイント**

- 自分の意思を伝える  
変更を希望する場合は、受診や調剤の際に「ジェネリック医薬品希望カード」を提示するなどして医師や薬剤師に明確に伝えましょう。
- 医師や薬剤師の説明をよく聞く  
複数のジェネリック医薬品がある場合などは、それぞれの特徴の説明をきちんと聞いて選択しましょう。
- お試し調剤からはじめる  
飲みなれた新薬を一気に変更するのが不安なときなどは、短期間の「お試し」の処方で見ましょう。
- 変更できない薬もある  
すべての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。医師の判断で変更不可になることもあります。

**「かかりつけ薬局」を持ちましょう**

「かかりつけ薬局」を持ち、調剤を1つの薬局に任せれば、複数の医療機関で受診している場合などの薬の重複や飲み合わせのチェックや、ジェネリック医薬品に変更するときのアドバイスが受けられるなど多くのメリットがあります。